

平成27年 3月26日

宗像市議会
議長 吉田 益美 様

社会常任委員会
委員長 植木 隆信

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

第22号議案 宗像市スポーツ推進条例の制定について

国のスポーツ基本法が見直されたことにより、市民等のスポーツを通じたまちづくりを進めていくため、スポーツ関連活動の指針となる条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 「スポーツ」の定義は、スポーツ推進審議会（以下、「審議会」という。）での議論を経て、競技スポーツだけではなく、その他の運動を含めるものとした。
- 2 審議会条例については、平成16年に制定しているため、本条例ではスポーツ推進の中での位置づけを定めるのみとし、審議会条例は改正しない。
- 3 本年4月から進める「スポーツ推進計画」、「スポーツで笑顔・元気都市宣言」とあわせて、市民への啓発、周知を図る予定である。
- 4 市はハード、ソフト両方の環境整備を行い、市民とスポーツ関連団体、事業者のコーディネートを図り、結びつきを作っていく役割を有する。

5 顕彰の具体的な基準は、平成27年度に定める。

【意見】

（賛成意見）

本条例は市民の健康を大事にしたいという思いで作られていると理解しているが、市のイメージ向上という部分が大きく取り上げられていることを懸念する。パブリックコメントでも都市宣言の順番について、健康づくりを最初に置くべきとの意見が出されていた。最も大事なことは何かを確認しながら施策を進めていただきたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第23号議案 福津市勝浦浜海洋スポーツセンターを宗像市民の利用に供することに関する協議について

福津市で設置が予定される福津市勝浦浜海洋スポーツセンターを宗像市民も利用することについて、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 設置条例は福津市で制定し、運営は本市と共同で行う。ソフト事業の運営は福岡県セーリング連盟に業務委託する。
- 2 施設管理の経費は両市で折半するが、小学生を対象とした体験モデル事業費はクラス数の違いにより金額が異なるため、平成27年度予算要求額は本市が500万円、福津市が400万円である。
- 3 施設建設費のうち約1,400万円を本市が負担している。
- 4 海洋体験については既にモデル事業等を行っており、平成27年度

に今後行っていく事業を確定する予定である。

【意見】

(賛成意見)

- ・身近にマリンスポーツを楽しめる環境を行政が整えてくれることは、大変恵まれている。これを機にマリンスポーツの振興にも力を入れていただきたい。
- ・子どもが使う施設なので、安全面には配慮してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第24号議案 宗像市体育施設条例の一部を改正する条例について

旧玄海小学校跡地に多目的広場を設置し、玄海中学校野球場を体育施設として移管して、両施設を宗像市運動広場とすること等に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、条例案を提出するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 当該運動広場は、平成27年度は市が直接管理し、体育協会に業務委託を行う。平成28年度からは指定管理施設として位置づける予定。
- 2 多目的広場の予約は、体育協会が一元管理をする。平成28年度からは文化スポーツ課が所管する体育施設と維持管理課が所管する公園を一元管理し、インターネットでの予約も可能となるよう調整を行っている。
- 3 玄海中学校野球場は、新たに整備するのではなく、野球場として体育施設に位置づけるものである。
- 4 多目的広場は、世界遺産の基軸部分に位置し、高いフェンスを設置できないため、平日はグランドゴルフ、週末は子どもを中心としたサ

ッカー、野球等の利用を想定している。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第25号議案 宗像市立学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

学校施設開放の利便性向上のため、施設利用の時間単位を変更することに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、条例案を提出するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 学校施設の体育館、運動場等の貸し出しについて、4時間単位から1時間単位に改めるものである。
- 2 河東西小学校は、地域に開かれた学校のモデルとして建設されたため、特別教室が開放の対象となっている。その他の学校は条例に規定がないため、校長の裁量で貸し出しが行われている。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第26号議案 宗像市田熊石畑遺跡歴史公園条例の制定について

宗像市田熊石畑遺跡歴史公園を設置することに伴い、都市公園法第18条の規定に基づき当該施設に関し必要な事項を定めるため、条例案を提出するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 本公園は平成22年に国史跡に指定されているため、文化財保護法による歴史公園としての維持管理が必要となることから、市公園条例とは別に本条例を定める。
- 2 維持管理業務は専門業者に委託する予定であるが、できるだけ市民参加型の運営ができるような体制を目指す。
- 3 日常管理業務の一部を含む企画運営業務は、東郷地区コミュニティ運営協議会（以下、「東郷地区コミュニティ」という。）に協働委託する予定である。企画運営業務については、東郷地区コミュニティから市民団体である「田熊石畑遺跡村づくりの会」に依頼するという形を想定している。
- 4 海の道むなかた館は屋内の歴史拠点施設、田熊石畑遺跡歴史公園は屋外の拠点施設と位置づけ、PR等を連動して運営する。
- 5 公園と駐車場との間の横断歩道には、安全のため信号機を設置する予定で警察と協議中である。

【意見】

（賛成意見）

- ・管理運営体制については不明確な部分が多いので、関係業務、またそのすみ分けの整理をオープンに向けて進めていただきたい。
- ・この施設の整備には初期費用がかなりかかっているため、来場者が増えるように、市民に愛着を持ってもらえるような施設に育ててほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第27号議案 宗像市保育の実施に関する条例を廃止する条例について

児童福祉法の改正により、同法に定められていた保育の実施基準が削除され、昨年9月に保育の必要性の認定基準に関する規則を制定し、現行の保育の実施に関する条例を廃止する必要性が生じたため、条例案を提出するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 保育の必要性の認定に関しての法形式は、条例で定める必要はないとされたことから、規則で認定基準を定めた。
- 2 保育の必要性の認定基準に関する規則では、保育所を利用できる就労の要件を、これまでの1日4時間以上かつ月15日以上から月60時間以上へ変更、求職活動については入園から1カ月を3カ月へ延長、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、1年以内の復職予定の場合の継続利用を認めるなど、市民ニーズに合わせた運用の変更を行った。
- 3 平成27年度からの制度の変更については、広報、入所申し込み時の案内書、ホームページ等で市民へ周知した。

【意見】

（賛成意見）

- ・今回の基準の見直しは、本市の保育環境の整備に大変有効だと思うので、今後も力を入れていただきたい。
- ・子ども・子育て支援新制度がスタートするので、幼児の教育、保育の環境に十分配慮し、子育て世代が宗像に住んでよかったと思うような環境整備をお願いする。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第28号議案 宗像市障害児通所支援事業所条例の制定について

児童福祉法第6条の2の2第1項に基づく障害児通所支援事業を実施する宗像市障害児通所支援事業所を設置することに伴い、条例を制定する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 現在、河東小学校にある障害児通所支援事業所を中央中学校のサブグラウンドに移転し、運営するための条例を定めるもの。
- 2 河東小学校で行っていた放課後等デイサービスに加え、新たに児童発達支援の事業を行う。
- 3 事業主体は市であり、公募により社会福祉法人さつき会に業務委託することが決定している。
- 4 新たに始める児童発達支援の定員は5人とし、施設の規模が大きくなったことにより、放課後等デイサービスの定員を15人から20人へ増員した。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第29号議案 宗像市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険料の額及び段階設定を見直すとともに、新たな介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を設けるため、条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 高所得者により多くの保険料負担を求めるといふ国の方針を踏まえ、

所得段階の設定は、国が示した9段階を14段階に細分化し、負担割合を最大2.5倍に引き上げる。

- 2 3年間は保険料額を変更できず、不足した場合には県から借入し、次期の保険料から返済する。余剰が出た場合には次期の保険料の軽減に充てる。
- 3 介護予防・日常生活支援事業等の開始時期については平成28～30年度までの経過措置を設けており、一律に移行するものではない。
- 4 予防給付サービスの一部が市の地域支援事業に移行することにより、雇用労働者が行うサービスや住民が主体となって行う支援、保健・医療の専門職が行うサービスなどを取り入れ、地域の実状に応じたサービスを提供する。
- 5 地域支援事業を所管する地域包括支援センターの業務量の増加が予想されるが、サービスの低下が起こらないよう体制を整備する。

【意見】

(賛成意見)

・介護保険の制度が、保険料額を上げざるを得ない構造になっており、値上げはやむを得ないと考える。今後はサービスの提供についてボランティアの協力を求めることになるが、市民の理解を得るためにも、市民に対する説明とボランティアのあり方を含めた担当課の取り組みをしっかりと進めていただきたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第30号議案 宗像市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

地域主権改革一括法の施行により介護保険法が一部改正されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業に関する基準等を条例で定める必要が生じたため、条例案を提出するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 本条例で定める基準等は厚生労働省令に規定されていたが、地域主権改革一括法の施行により、市町村が条例で定めることとなった。
- 2 条例制定にあたっては、国が定める従うべき基準と参酌すべき基準がある。本市は暴力団排除に関する規定と記録の保存年限について独自基準を設ける。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第31号議案 宗像市・福津市介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更について

宗像市・福津市介護認定審査会の委員の定数及び合議体を増やすことに伴う当該審査会の規約の一部変更に関し、関係市と協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 要介護認定審査件数の増加に伴い、審査と判定を行う合議体の数、介護認定審査会（以下、「審査会」という。）の委員の定員を変更するもの。
- 2 審査は1回につき最大28件で、平成27年度は16合議体が各17回、年間272回開催する予定。

- 3 審査会の委員については、昨年11月から関係団体に推薦を依頼し、人員の確保を図っている。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第32号議案 宗像市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 条例中の名称「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるもの。
- 2 現在、本市では当該サービスを実施しておらず、第6期計画でもサービスを整備する予定はない。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第33号議案 宗像市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の制定について

地域主権改革一括法の施行により介護保険法が一部改正されたことに伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を条例で定める必要が生じたため、条例案を提出するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 本基準等は厚生労働省令に規定されていたが、地域主権改革一括法の施行により、市町村が条例で定めることとなった。
- 2 条例制定にあたっては、国が定める従うべき基準と参酌すべき基準があるが、全て国が示した基準のとおりとする。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第34号議案 宗像市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

平成27年度宗像市国民健康保険事業について、制度運営の基本となる国民健康保険税を確保するとともに、口座振替での収納を原則化することから、条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 現行の国民健康保険税率（以下、「税率」という。）では、約3億5,800万円の歳入不足が見込まれるため、税率を改定し、財政収支の均衡を図る。
- 2 医療給付費分については、歳入不足額の1/2を税率の改定で確保し、残余額1億2,100万円を一般会計法定外繰入金で補填する。
- 3 後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、国が示す基準により算定され納付する仕組みであることから、歳入不足額の全額について税率を改定し、確保する。
- 4 国民健康保険運営協議会に諮問を行った結果、答申では特に付帯意見等はなかった。

- 5 医療費の適正化については、今年度データヘルス計画を作成し、医療費が高額になる生活習慣病の重症化予防に取り組む予定である。
- 6 国民健康保険は、単年度で収支を均衡させなければならないという原則があるので、収支不足が見込まれる年度は税率の改定をする必要がある。
- 7 収納にかかる口座振替の原則化は、納期内納付を促進するとともに収納率の向上を図るものであるが、口座振替の方法によることができない場合は納付書による納付も可能としている。

【意見】

（賛成意見）

- ・長年、赤字が続いてきたにも関わらず、一般会計からの繰り入れのみに頼ってきたのは行政の怠慢であり、二度も大幅な保険税の値上げを市民に強いることになった。今後は医療給付費分については、特段の配慮をお願いする。
- ・国民健康保険制度は国の問題が大きいのので、国に対する地方公共団体の働きかけも必要である。厳しい財政状況にある一般会計からの繰り入れについては、今後は難しくなってくる。市全体の事業を見渡して、どこに予算を充てていくかという精査が必要である。
- ・一般会計には市民の税金が含まれており、その一般会計から繰り入れを行うということは、国民健康保険被保険者以外の市民も国民健康保険税を負担することになるため、今回、保険税の値上げをしたことについては高く評価する。今後の医療費の伸びを抑えるために、抜本的な対策を望む。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。